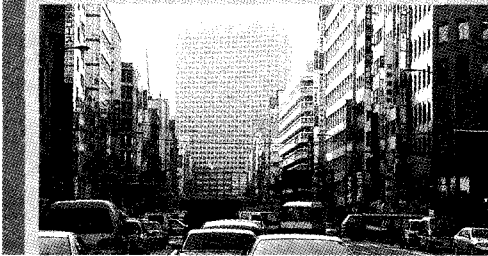


中小企業経営に活用する
企業組織再編の実践と税務

組織再編における株式評価



税理士
平野 和俊

●ポイント

- 1 企業組織再編税制の整備に伴い、財産評価基本通達の株式評価に係る部分が改正される可能性がある。
- 2 相続対策のために株主が分散していると適格分割型分割ができない。
- 3 含み損や繰越欠損金に関する新しい概念が、42%控除の規定に影響を与えるかもしれない。
- 4 資本積立金の概念が変わったことで、類似業種比準価額への影響があり得る。
- 5 最終的には、連結納税制度導入後の財産評価基本通達改正を見ないと適格な判断は下せない。

■ 株式評価のポイントと企業組織再編税制

企業組織再編（分割、合併、現物出資、事後設立）税制の整備に伴い、財産評価基本通達の株式評価に係る部分が改正される可能性があるものと考えられる。それが今年中になるのか、あるいは連結納税制度の導入を待って改正されるのか、そしてそれがどのように改正されるのか、現段階では予想のしようも

ない。個人的には、連結納税制度導入後に、相当ドラスティックな改正があるものと予想しているが、これも予想の域を出ない。

本稿では、まず今回の企業組織再編税制の整備に伴い、株式評価にどのような影響が出ているかを考察するところから始めてみたい。

● 1 ● 評価方式の判定

取引相場のない株式を評価する場合には、その株式を取得した株主の評価会社に対する支配力の強弱によって評価方式を区分するこ

ととされており、原則として、同族株主等が取得した株式については、原則的評価方式により、また同族株主等以外の者が取得した株式については、配当還元方式により、評価することになっている（評基通178）。

この場合の、「同族株主等以外の者が取得した株式」の定義は以下のとおりである。

- ① 同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式
- ② 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の取得後の株式数とその会社の発行済株式数の5%未満であるものの取得した株式
- ③ 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式
- ④ 中心的な株主があり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の取得後の株式数とその会社の発行済株式数の5%未満であるものの取得した株式

従来の相続対策の一つとして、この「同族株主等以外の者」へ株式を移転させることにより、相続財産を減らす手法が採用された。もちろん本当に支配権を失っては困るわけで、物言わぬ安定株主に株式を移転させることで、実質的な支配力は維持し続けるわけである。

具体的には、①に該当するのが従業員持株会への譲渡、又は第三者割当増資であり、②

に該当するのが兄弟姉妹の配偶者、妻の兄弟姉妹、甥姪等で取得後の持株が5%未満のものへの譲渡又は贈与である。また、③を利用し、すべての同族株主グループの持株割合を15%未満と調整することにより、株主全員の評価方式を配当還元方式とする対策をとっているところも、大変稀ではあるが見受けられる。

こうした対策は今後再考を迫られることになる。企業組織再編税制では、税制適格のパターンとして、①企業グループ内の組織再編成と②共同事業を行うための組織再編成の2パターンを用意しており、このうち企業グループ内の組織再編成となるためには、持分関係が50%超の関係であることが要件になっている。新設分割型分割を例にとると、オーナー一族の持分割合が50%以下の法人では、税制適格となる新設分割型分割は採用できないということになる。この場合の、「50%超」の判定に当たり、個人株主が親となる場合には、一定の範囲の親族が含まれる。この親族の範囲について、当初はかなり限定的になるものと考えられていたが、法人税法施行令4条1項に規定する親族まで含めるとされた。

今後、このような組織再編の活用を考えている中小企業は、税制適格要件を満たすために、一定の親族で50%超の保有割合を確保しておく必要があるということである。もし、既にこのような対策をとり、一定の親族の持分割合が50%以下となっている場合には、株式交換・移転により持株会社を設立し、その下での企業組織再編ということを検討せざるを得ない。株式交換・移転による持株会社経営も興味深い選択肢の一つではあるが、将来の遺産分割に備えて分割型分割を実施したい

場合には、この「50%超」基準を充足すべく、買戻し等の方策を検討せざるを得ない。

● 2 ● 会社規模の判定

取引相場のない株式について、原則的評価方式により評価する場合には、その株式の発行会社の事業規模の大小に応じ、①大会社の株式、②中会社の株式、及び③小会社の株式に区分して評価することとされている。

株価対策の王道は、この会社区分を大会社に近づけ、類似業種比準価額の割合を高め、類似業種比準価額の3要素を調整するところにある。会社区分を大会社に近づける方法として簡単な方法は、合併により従業員数や売上高を大きくする方法である。

従来も複数企業を所有するオーナーの株価対策としてよく採用されたこの手法は、合併が原則的に非課税であることから、容易な選択肢だった。今後は、合併についても原則として移転資産の譲渡課税の対象となることから、税制上の適格要件を十分に留意しなければならない。

また、株価対策のために安易に企業グループ内再編を行った結果、税制適格ではあるが、繰越欠損金や含み損の活用で制限を受けるということもあり得るので、十分な留意が必要である。保守的なタックスプランニングとしては、企業グループ内再編であっても、みなし共同事業要件を充足させておきたいものである。

● 3 ● 株式保有特定会社

企業グループ内組織再編を機動的に実行するために、コーポレートガバナンスの観点からも、持株会社経営とすることのメリットが

注目されている。持株会社が100%所有する関係における企業組織再編は、税制上も要件がなしとされていることから、今後メジャーな経営手法の一つになっていくことと思われる。

この際に問題となるのが、持株会社の株式評価である。現在の財産評価基本通達によると、「株式保有特定会社の株式とは、課税時期において評価会社の有する各資産を評価通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式及び出資の価額の合計額の割合が25%以上（取引相場のない株式の評価上の区分が中会社及び小会社に該当する場合には50%以上）である評価会社の株式をいい、その株式については、原則として純資産価額方式により評価すること」とされている。

つまり、持株会社の株式は、その子会社の株式評価がストレートに反映されるため、評価上のメリットは特にないということである。逆に、子会社となった会社を含み益がある場合には、その含み益に対する42%控除の適用がないため、むしろ株式評価上はマイナスともいえる。

● 4 ● 純資産価額方式

純資産価額方式で常に議論となるのは、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」、いわゆる42%控除の問題である。企業組織再編に当たり、受入資産の価額を時価より低い金額としたときに、その差額の42%控除の可否が問題となる。現行の制度では、合併・現物出資・株式交換・株式移転により時価より低い価額で資産を受け入れた場合には、その差額の42%控除はできないことになっている。今回商法上新設された分割も同様の制限が加

えられることは間違いないであろう。

問題は含み益の場合ではなくて、含み損や繰越欠損金の問題である。企業組織再編税制の整備により、一定の含み損や繰越欠損金が引き継げるようになり、また同時に従来より自社にある含み損や繰越欠損金の活用について、一部制限が設けられた。これらの内容が含み益部分の計算上考慮されるのか、否かについては、財産評価基本通達186—2の改正内容に注視したい。

● 5 ● 類似業種比準価額方式

類似業種比準価額を算定する3要素のうち、配当と利益は問題ないが、純資産価額は見直される可能性がある。これまで長い間、税務上の資本積立金は、商法上の資本準備金と同額であったが、株式交換・移転が導入された時に、資本積立金は商法と税法の調整勘定として使われることになり、必ずしも一致しないことになった。

そして、さらに今回の企業組織再編税制の整備において、帳簿価額引継ぎの強制という概念が持ち込まれたことから、資本積立金はその調整勘定としても活用されることになり、今後は資本準備金と資本積立金が一致しないことが普通になってくる。

例えば、含み損のある資産を帳簿上時価で受け入れた場合、その含み損部分について税務上は、別表調整により、借方・資産、貸方・資本積立金という仕訳が行われるため、巨額の資本積立金が発生するケースも出てくる。類似業種比準価額の要素とされている1株当たりの純資産価額は、税務上の帳簿純資産価額という意味付けであるから、その意味では特段の問題はないのかもしれないが、3要素

の一つとして位置付けられていることの意義が改めて問われるかもしれない。

II 組織再編を使った株式評価対策

こうして見てみると、連結納税導入後の財産評価基本通達改正を待たないと何とも言えないということになる。しかしながら、そこまで待てない、あるいは予想のもとに何らかの対策に踏み出したいという人もいるだろう。そういう人には分社型分割による持株会社設立の検討を提案したい。

これは、従来から変態現物出資で行われてきた分社化による株式評価引下げ対策と同様の趣旨である。事業部門は原則として子会社化し、親会社は持株会社兼資産保有会社として機能させることになる。事業部門を子会社とすることで、親会社の利益調整が容易になるわけだ。平成12年度の税制改正で、類似業種比準価額の3要素のうち、利益比準値の占める割合が3分の1から、5分の3に上がっているため、利益調整対策は株式評価引下げ対策として大変効果的なものとなっている。

なおこのケースで、親会社を資産保有会社としたのは株式保有特定会社としないための措置であり、実務上は細かな調整が必要となる部分である。

ただし、くどいようだが、おそらくここ数年以内に改正があるだろう財産評価基本通達の現在の規定による、評価引下げ対策である。コーポレートガバナンスの一環であればよいが、通達に沿った評価減を狙う対策は今しばらく控えたほうが賢明だろう。

【ひらの・かずとし】